

（仮称）小湊鐵道線地域公共交通活性化再生協議会設置準備調整会議 の設置について

地方創生部 交通政策課

1. 目的

小湊鐵道株式会社より小湊鐵道線の安全投資に関わる継続的な支援の検討要請があったことを受け、支援のあり方や代替交通モードの可能性・導入等について検討を行う会議体である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（※）（以下、「法定協議会」という）への移行を視野に、県および沿線市町等が相互に連携を図り、必要な協議、調整等を行うため（仮称）小湊鐵道線地域公共交通活性化再生協議会設置準備調整会議（以下、「調整会議」という）を設置する。

※：法定協議会

[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条第1項]

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2. 協議・調整事項

小湊鐵道線の現状把握と、鉄道への支援（安全投資）や代替交通モードの可能性・導入の検討を行うために実施する「小湊鐵道線クロスセクター効果分析等調査業務」から得られる客観的・定量的な評価データをもとに、法定協議会での議論に向けた論点を整理する。

- **小湊鐵道線の現状に関する調査検討**
- **小湊鐵道線クロスセクター効果分析等調査業務から得られる客観的・定量的な評価データの考察**
- **法定協議会移行に向けた論点整理**

※調整会議は小湊鐵道(株)の企業情報を取り扱うことから非公開で実施。

3. 構成メンバー（案）

【座長】 学識経験者：日本大学 藤井特任教授

【委員】 千葉県

【委員】 大多喜町

【委員】 小湊鐵道株式会社

【委員】 市民

【委員】 市原市

【オブザーバー】 国土交通省 関東運輸局

※メンバーについては、必要に応じ変更・追加する。

【事務局】 市原市

4. スケジュール（案）

令和5年7月 調整会議設置・第1回調整会議

令和5年9月 クロスセクター効果・設備投資計画の精査に係る調査結果

令和5年10月～ 調査検討・論点整理など